

# 補充立候補制度等のあり方に関する研究会報告書(要旨)

平成 19 年 10 月 29 日  
補充立候補制度等のあり方に関する研究会

## I 補充立候補制度等のあり方について

### 補充立候補制度のあり方について

#### (1) 基本的考え方

- 選挙の競争性を回復し、有権者が当選人としてふさわしい者を選挙することができるようにするためには、補充立候補の機会が可能な限り確保されることが適当であると考えられる。

#### (2) 一般の補充立候補の届出期間の延長について

- メディアの発達等を考慮し、一般の補充立候補の届出期間を、現行の「選挙の期日前3日まで」から「選挙の期日前2日まで」に延長する(町村の選挙においては現行のままとする)ことが適当であると考えられる。
- 衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙における名簿登載者の補充の届出期間(現行:選挙の期日前10日まで)についても、相当程度延長することが適当であると考えられる。

#### (3) 一般の補充立候補の届出期間経過後における対応について

##### ① 選挙期日の延期による補充立候補機会の確保について

- 統轄代表権を有する独任制の執行機関という長の位置付けにかんがみ、地方公共団体の長の選挙においては、候補者の死亡等の時期にかかわらず、選挙期間を通じて、補充立候補の機会が原則として確保されることが適当であると考えられる。
- 具体的には、地方公共団体の長の選挙においては、
  - ・ 選挙の期日前3日までに候補者が死亡等したときは、選挙期日前2日まで補充立候補をすることができることとすること
  - ・ 選挙の期日前3日後に候補者が死亡等したときは、選挙期日を延期し、延期された選挙の期日前2日まで補充立候補をすることができることとすることが適当であると考えられる。

- 選挙期日を延期する日数については、有権者の選挙権の行使を容易にするため、選挙期日を延期する日を、現行の「期日後5日に当たる日」から「期日後7日に当たる日」に変更することが適当であると考えられる。

## ② 選挙期日を延期せずに選挙結果により事後的に対応する方策について

- 選挙期日の延期による補充立候補機会の確保については、選挙期日の延期に伴う有権者、候補者、選挙管理執行機関の負担が大きいことから、

- (ア) 選挙期間中に候補者が死亡等したときは、無効投票率が一定率以上であることを再選挙事由とする案

- (イ) 一般の補充立候補の届出期間経過後、候補者が死亡等したときは、法定得票数を加重し、投票総数(有効投票+無効投票)の一定割合の得票を当選人たる要件とする案

- (ウ) 一般の補充立候補の届出期間経過後、候補者が死亡等したときは、当該死亡等した候補者に対する投票も有効投票として取り扱う案

等の選挙期日の延期に代わる方策について検討したが、いずれも現行の選挙制度の基本的な考え方と整合的ではないことから、本研究会に検討が要請されている補充立候補制度のあり方としては採用が難しく、選挙制度全体のあり方を新たにデザインする機会における検討課題であると考えられる。

## 候補者が死亡した場合の期日前投票・不在者投票の取扱いについて

- 期日前投票・不在者投票のやり直しについては、次のような理由等から、極めて困難であると考えられる。

- ・ 期日前投票・不在者投票をやり直すためには、それまでに行われた期日前投票・不在者投票を一律にやり直すこととせざるを得ないが、死亡した候補者によっては、相当多数の有権者の意思に反することになる場合も想定されるところであり、投票のやり直しは必ずしも有権者の意思に沿うとはいえないと考えられること

- ・ 期日前投票・不在者投票をやり直す場合には、有権者が実際にやり直しを行うことができる機会を確保するために、選挙期日を延期する制度としなければならないが、選挙期日の延期は、有権者、候補者、選挙管理執行機関の負担が大きいこと

- もとより、候補者が死亡等した場合にはすべて直ちに再選挙とすれば、これに伴って、期日前投票・不在者投票をやり直すこともできるが、再選挙は、有権者、候補者、選挙管理執行機関に対して選挙期日の延期以上に大きな負担となること等から、採用は困難であると考えられる。
- なお、選挙に際して投票参加の呼びかけ等を行うにあたっては、期日前投票・不在者投票が、選挙期日に投票できない有権者の投票の機会を確保するために、例外的に選挙期日前に投票を行うことができる制度であるという法の趣旨を踏まえ、周知に努める必要があると考えられる。

## II 地方公共団体の長の選挙において法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について

### (1) 法定得票数の引下げについて

- 統轄代表権を有する独任制の執行機関である地方公共団体の長が、これまでよりも少ない絶対得票数で選出され得ることは適当ではないと考えられること等から、再選挙や再々選挙を避けることを目的として法定得票数を引き下げることが、適当ではないと考えられる。

### (2) 決選投票制度について

- 決選投票制度については、必ず2回目の決選投票で当選人を定めることができるメリットがあるが、一方で
  - ・ 決選投票制度がなければ、地方公共団体の長が決められないようなケースは極めてまれであると考えられること
  - ・ 現行の再選挙制度には、1回目の選挙の結果を踏まえて、候補者の集約や新たな候補者の擁立など候補者サイドの調整が行われ、また有権者にとっても選挙結果を冷静に見つめ直す機会が与えられるというメリットがあると考えられること
  - ・ 最初の選挙において法定得票数を得た候補者がなかったということは、いわばいずれの候補者も有権者から当選人にふさわしいとは認められなかったということであるから、改めて広く人材を求める機会を排除すべきではないと考えられること等の意見があった。

### (3) 今後の課題

- 決選投票制度については、地方公共団体の長の不在期間が長期化するおそれを払拭するためには、決選投票制度を導入することが有力

な方法であると考えられ、その場合には、現行の比較多数得票主義との関係も踏まえ、法定得票数は現行どおり有効投票の総数の1/4以上としたまま、最初の選挙で有効投票の最多数を得た候補者4人を候補者として決選投票を行う制度とすることが適当であると考えられる。

- 一方で、決選投票制度がなければ、地方公共団体の長が決められないようなケースは極めてまれであると考えられることや、改めて広く人材を求める機会を排除すべきではないという意見等もあり、決選投票の導入については、当事者である地方自治関係者や有権者等の意向を踏まえながら、現行の再選挙制度と比較した決選投票のメリット・デメリットを勘案しつつ、引き続き検討される必要があると考えられる。
- なお、現行の再選挙制度を維持する場合においても、地方公共団体の長の不在が長期にわたらないようにするため、最初の選挙に対して争訟が提起されたときにおいても再選挙を行うことができるようにすることが考えられるところであり、そのような制度設計について併せて検討されるべきであると考えられる。